

4

県民税利子割

この税金は、金融機関等から利子等の支払を受けるときにかかるものです。

利子等とは

- ① 預貯金及び特定公社債以外の公社債の利子
 - ② 抵当証券、掛金、金投資口座、一時払養老保険などの金融類似商品の収益、懸賞金付預金等の懸賞金等
- ※平成28年1月1日以後に支払を受けるべき特定公社債（国債、地方債、公募公社債）等の利子等については利子割の課税対象から除外され、配当割の課税対象となりました。

納める人

県内に所在する金融機関等から利子等の支払を受ける個人

●金融機関等が利子等の支払の際に徴収します。

※平成28年1月1日以後に支払を受けるべき利子等から、法人に係る利子割を廃止し、利子割の納税義務者は個人に限定されました。

納める額

支払を受ける利子等の額の5%

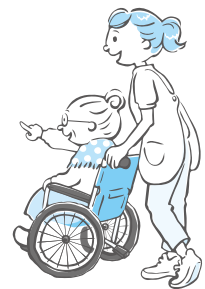
※このほかに所得税及び復興特別所得税として別に15.315%が課税されます。

非課税

次の利子等については非課税となります。

- ① 寡婦年金を受ける妻、身体障害者手帳の交付を受けている方等の預貯金利子等
- ② サラリーマンが受ける財形住宅貯蓄にかかる利子等

※上記の非課税扱いを受けるためには手続きが必要となりますので、金融機関等にご相談ください。



申告と納税

金融機関等が毎月分を翌月10日までに申告し、納めます。

市町村への交付

県に納められた利子等に係る県民税のうち、59.4%が県内の市町村に交付されます。

5

県民税配当割

この税金は、上場株式等の配当等の支払を受けるときにかかるものです。

納める人

県内に住所を有する個人で特定配当等の支払を受ける人

●特定配当等の支払をする株式会社等が、その支払の際に徴収し県に納めます。

※特定配当等とは、一定の上場株式等の配当の他に、投資信託でその設定にかかる受益権の募集が公募により行われたものの収益の分配、特定投資法人の投資口の配当等、特定公社債の利子等、特定口座外の割引債の償還差益などをいいます。

納める額

支払を受けるべき配当等の5%

※このほかに所得税及び復興特別所得税として15.315%（大口株主等が受ける配当については20.42%）が課税されます。

申告と納税

特定配当等の支払をする者等が特別徴収義務者として徴収（特別徴収）のうえ、毎月分を翌月10日までに申告し、納めます。

※源泉徴収選択口座内での配当等については、証券会社等が特別徴収のうえ、翌年の1月10日までに申告し、納めます。

市町村への交付

県に納められた特定配当等に係る県民税のうち、59.4%が県内の市町村に交付されます。

● 配当所得の申告について

特定配当等については、配当等の支払の際に配当割が特別徴収されますが、住民税の申告（所得税の確定申告を行うことで申告があったものとみなされます。）をすることができます。

その場合は、個人の住民税の所得割として課税されます。

6

県民税株式等譲渡所得割

この税金は、源泉徴収選択口座内における上場株式等の譲渡の対価などの支払を受けるときにかかるものです。

納める人

県内に住所を有する個人で上場株式等の譲渡益等の支払を受ける個人

●特定口座が開設された証券会社等が、その支払の際に徴収し県に納めます。

納める額

源泉徴収選択口座内での上場株式等の譲渡益等の5%

※このほかに所得税及び復興特別所得税として15.315%が課税されます。

申告と納税

源泉徴収選択口座のある証券会社等が特別徴収義務者として徴収（特別徴収）のうえ、翌年の1月10日までに申告し、納めます。

市町村への交付

県に納められた県民税株式等譲渡所得割のうち、59.4%が県内の市町村に交付されます。

● 源泉徴収口座を選択しない場合の株式等の譲渡益等について

特定口座制度（金融商品取引業者等が年間の譲渡損益を計算する制度）の適用を受けない場合及び簡易申告口座を指定した場合は、確定申告が必要になります（簡易申告口座を指定した場合は、金融商品取引業者等から送られる特定口座年間取引報告書により、簡便に申告を行うことができます）。

この場合は、他の所得と区分して税金を計算する「申告分離課税」となり、個人の住民税の所得割として課税されます。

● 配当割及び譲渡所得割に係る非課税等について

平成26年1月1日から「非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）」が、また、平成28年4月1日から「未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニア NISA）」が開始されています。

平成30年1月1日から積立 NISA（年間投資上限額40万円、非課税期間20年）が創設され、現行の NISA と選択適用できることとなりました。

令和6年1月1日から新たな NISA が開始され、①口座開設可能期間の恒久化 ②年間投資上限額の拡充 ③非課税保有期間の無制限化などの見直しが行われました。